

第4回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時

令和4年10月20日（木） 午後4時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室C

3 出席者

公 益 委 員 : 3人
労働者側委員 : 2人（欠席1人）
使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回提示額から5円引き下げた30円を提示する。

品質、生産の維持、船舶製造業、修理業の更なる発展のためには、専門性の高い技術、技能を持った人材を確保し、新たな人材を獲得、育成していくことが重要である。

岡山県においても労働人口は減少しており、岡山県内各産業における労働力の確保、新規、中途採用も含めてその競争が激化している状況であることから、優秀な人材の確保、獲得するための人への投資を行わなければ、やがてこの造船産業は衰退するのではないかと危惧している。

そのために、岡山県の地賃に対する船舶製造業特定最賃の優位性を考えると、岡山県の今年の引上げ率3.48%を最低限維持していく必要があるのではないかと考えている。しかし、船舶製造業はコスト増の影響により、先行きが見通しにくい厳しい経営環境のため歩み寄りの

金額を提示する。

【使用者側の意見要旨】

前回提示額から9円引き上げた19円を提示する。

人材確保、人材流出防止の観点から、それ相応の改定額が必要だということは我々も理解している。県最賃とは別に船舶の特賃があるということは、より魅力ある産業があることを示すためにも必要だということも理解しており、更なる金額の見直しは必要である。

経団連の今年の春季労使交渉の規模別300名から500名の賃上げ率1.9%に基づき算出した金額を提示する。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

先ほどの提示額から3円引き下げた27円を提示する。

現行の船舶製造業の特定最賃980円に対する未満率は、4.9%であり、昨年の7%と比較して大きく改善されている。

鉄鋼業と船舶製造業の特賃を比較すると、平成23年度はほぼ同額だったが、その差は徐々に広がって、今は5円の差がある。

先ほどの使側提示額19円だと、更に広がっていくことになり、労働力の流出も起きると考えている。

労使のイニシアティブによる一定の歩み寄りが必要と考えており、船舶製造業の岡山県地域別最低賃金に対する優位性、船舶製造業の影響率、岡山県の鉄鋼業との最賃との差を踏まえた金額を提示する。

【使用者側の意見要旨】

先ほどの提示額から、1円引き上げた20円を提示する。

Cランクの岡山県で1,000円に到達というのは世間的にも、人材確保の観点からも歓迎される内容だと思っている。造船業のように先行きが苦しい中で、ほかの業種のように上げていくのは厳しい。

よって、今年の製造業の平均賃上げ率約2%に基づき最大限譲歩した金額を提示する。

(2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

なし